先進プロジェクト研究 SB(2015 年度)

国際比較研究の理論と実証：東アジア社会を中心に

年次報告書

担当教員：筒井淳也、鎮目真人、柴田悠

受講生：
竹内麻貴（博士後期課程 4 回）
野村優　（博士後期課程 4 回）
西野勇人（博士後期課程 3 回）
野村実　（博士後期課程 1 回）

目次

1. 1 年間の研究計画およびスケジュール …… ii
2. 研究成果概要 …… iv
3. 研究成果 …… 1

1.1年間の研究計画およびスケジュール

1.1. 研究概要

近年の社会学や社会政策学の分野では、国際比較研究がますます盛んになっている。その背景にあるのは、ひとつにはデータの入手可能性の向上である。International Social Survey Programme(ISSP)、World Value Survey(WVS)、Asian Barometer等の国際比較が可能なマイクロサーベイデータの入手が用意になっており、また世界銀行の World Development Indicators、OECDのiLibraryに集約されたデータ、ILOのLabor Statisticsなどの信頼できるマクロデータの使用の利便性が向上している。主に制度に関する質的データについても、研究者のあいだでのデータの共有化が進められている。

他方で、これらの豊富なデータをいかに有効に活用してアカデミックな価値のある成果を導き出していくのかについては、体系化された理論や方法がそれほど共有されておらず、また統計学的な手法についても特に初学者にとっては敷居の高いものになりがちである。理論枠組みや具体的な比較分析の方法については、ある程度は論文や書籍を通じて身に付けることができるものの、実質的には共同研究の蓄積を通じて獲得される部分が大きい。

本プロジェクトに参加予定の教員はいずれも（東アジアを含む）国際比較データを用いた研究の蓄積があり、それを通じて得た比較研究における理論と方法を受講生に伝えることができる。受講生としては、教員との共同研究を通じて、最先端のデータと計量手法を用いた研究成果を挙げることが目標となる。

内容としては、東アジア社会の比較研究を中心に進める予定である。そのなかでも、中心的なトピックは女性労働と社会政策である。東アジア社会の多くは少子高齢化による歪んだ人口構成の問題に直面しており、その問題を軽減するための鍵となるのが女性労働力の活用であると言われている。本プロジェクトでは、データ分析を通じて東アジア社会における女性労働力率を規定してきた要因の分析を行い、またこの点における社会政策の効果について検討を加え、既存研究にない新しい知見を導き出すことが目指される。また、高齢化の帰結として社会保障政策の維持困難が懸念されているが、この点についても各区の制度比較を通じて東アジア社会特有の問題点をあぶり出すような分析を行っていく。

1.2. 研究内容および成果

前期は、国際比較を用いた英文の論文のサマリ報告、国際比較データの記述的分析の報告、その他各自の研究報告を行い、理論枠組みや分析手法について学んだ。後期は、国際比較研究に関して、各自の問題関心にひきつけ研究報告を行った。調査データによる国際比較研究と、その研究プロセスにおける実証の哲学的基礎付けについて取り扱った。

具体的なスケジュールは以下の通りである。適宜、ゲスト講師によるレクチャーを開催し

た。（以下、[　]内は基本担当者。）

【前期】

01. 4/14 [合同]: ガイダンス

02. 4/21 [柴田]: 教員指導

03. 4/28 [筒井]: 教員指導

04. 5/12 [鎮目]: 野村優(文献報告)

05. 5/19 [筒井]: 田中翔(文献報告)

06. 5/26 [柴田]: 竹内麻貴(文献・データ分析)

07. 6/02 [鎮目]: 西野勇人(文献報告)

08. 6/09 [筒井]: 野村実(文献報告)

09. 6/16 [柴田]: 野村優・西野勇人(文献・データ分析)

10. 6/23 [鎮目]: 野村実・田中翔(研究報告)

11. 6/26 [合同]: ゲストスピーカー(有田伸 東京大学教授)

12. 6/30 [筒井]: 野村優・西野勇人(研究報告)

13. 7/07 [柴田]: 野村実(文献・データ分析)

14. 7/14 [鎮目]: 竹内麻貴(研究報告)

【後期】

01. 10/01 [合同]: ガイダンス

02. 10/08 [柴田]: 教員指導

03. 10/13 [共同]: ゲストスピーカー(稗田健志 大阪市立大学准教授)

04. 10/15 [鎮目]: ニーナ・ハッカライネン(研究報告)

05. 10/09 [柴田]: 野村優（研究報告）

06. 11/05 [鎮目]: 野村優（研究報告）

07. 11/12 [柴田]: 竹内麻貴（研究報告）

08. 11/19 [鎮目]: 竹内麻貴（研究報告）

09. 11/26 [柴田]: 野村実（研究報告）

10. 12/03 [鎮目]: 野村実(研究報告)

11. 12/08 [合同]: ゲストスピーカー(宮本太郎 中央大学教授)

12. 12/17 [柴田]: 西野勇人(研究報告)

13. 01/07 [鎮目]: 西野勇人(研究報告)

14. 01/14 [合同]: まとめ

2. 研究成果概要

本プロジェクトの研究テーマは、データを用いた国際比較の手法を学ぶことであった。前期は国際比較を行った研究やその実証分析の方法論を扱った研究の文献を紹介し、議論を行うことでデータを用いた国際比較研究について理解を深めた。後期は、各自の問題関心にひきよせて、国際比較やその方法論を扱った各自の研究報告が行われた。

研究報告においては、パネル調査による個票データの分析、国単位で集計された時系列データの分析、各国の政策的取り組みについての質的な情報を扱った研究、さらに社会科学における実証分析の方法論についての哲学的議論が紹介された。

またゲストスピーカーの講義では、調査データを用いた国際比較を行うにあたって、調査票についての社会構築主義的な議論のステップが必要であること、福祉国家を構成する社会構造を総体的に捉える視座が必要であることがテーマとして扱われた。

国際比較を用いた厳密な研究を行うには、因果推論のための方法論の検討を行いつつ、複雑な社会構造を総体的に捉えようとする理論的視座、実証分析における方法論的な自覚について注意を向けることが必要であることが確認された。

一方で、それらの知識や技能は各研究分野で個別に発展しているところがあり、事実、受講生がカバーできる範囲も様々である。今後は、因果推論に向けた分析手法の適応、データを比較可能なものとして収集・分析するための理論的・概念的議論、実証分析の哲学的基礎について、それぞれの議論を他の研究領域と共有しながら同時に発展させるための連携の仕方について模索する必要があるだろう。

なお、本年度のプロジェクトにおける研究成果は以下の通りであり、報告書では以下の成果報告を紹介する。

・性別分業体制に関する計量研究:女性の労働参加・家事分担の分析
・社会保障の中の家族 —高齢者介護政策の国際比較から
・移動困難者へのモビリティ対策に関する一考察 —欧米諸国の取り組みに着目して—
・社会学における因果性の扱いについて

以上

性別分業体制に関する計量研究：女性の労働参加・家事分担の分析

竹内 麻貴 *

1　はじめに

1970 年代から現在に至るまで、日本において女性の高等教育進学率や労働力参加率が高まったとはいえ、ジェンダー間の不平等が海外に比べて小さいとは言いがたい状況が続いている．2006 年より世界経済フォーラム (*World Economic Forum*) が公表している、世界各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数 (*Gender Gap Index*：*GGI*)[1] によると、2015 年の日本の GII は、0.670 で 145 カ国中 101 位であった [2]．また、ある程度社会経済的背景が近い高所得グループの中でのランキングを図 1 でみると、上位は北欧・西欧諸国、中位に北米、東欧・南欧諸国が続き、日本と韓国の東アジア諸国は低位に位置することがわかる．このように、日本あるいは東アジアは欧米先進諸国に比べてジェンダー不平等な社会といえる．社会学や比較福祉国家研究においては、その主な要因として、男女の性別分業が文化的・制度的に維持されていることが挙げられてきた．日本においてそのことがよく反映されているのは、女性の年齢別労働力参加率曲線の M 字である．M 字は出産・育児による就業中断によって生じており、家庭内での無償労働を女性が担い、外での有償労働を男性が担うという、“男性稼ぎ手モデル” が維持されている社会ということを意味する．

---

*博士課程後期課程 5431120004-9

[1]経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味する．

[2]全体の比較では、一部の分野の顕著な平等化が他の分野での不平等を前提に成立し、上位にランキングされているケースを考慮できない．具体的には、6 位のルワンダ (女性が進学しない代わりに労働力参加の機会が多い) のようなケースである．

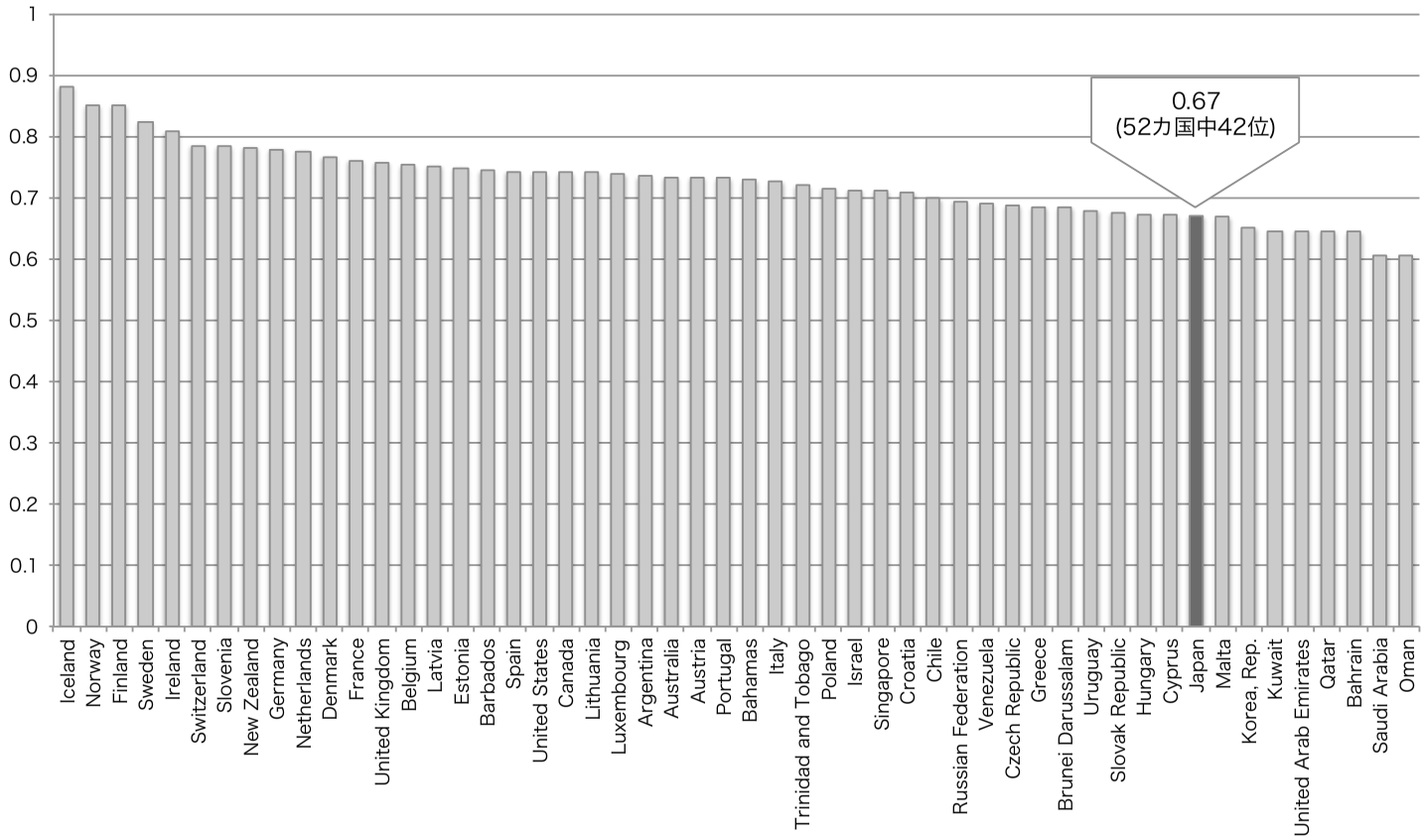

（出所）World Economic Forum, *The Global Gender Gap Report 2015*より作成.
（注）高所得グループは、前年一人当たりGNIを基準とした世界銀行の定義に従う.

図 1: 高所得グループ各国の GII とランキング

世界一高齢化した日本では、ジェンダー平等だけでなく労働力不足への対応という観点からも、女性の年齢階級別労働参加率曲線のM時解消が重大な政策課題になっている．M字の解消には、女性の労働参加について海外諸国との比較を通じその規定要因を明らかにする必要がある．しかしながら、女性の労働参加研究やその関連分野である福祉国家研究では、先進欧米諸国以外の地域を含めた国際比較研究の初期は、多くの場合差異に着目しており、この視点は東アジア内における家族規範や性別役割の多様性研究としても盛んになっていく．しかしこのような差異に注目する比較研究は、欧米先進諸国間での比較に用いてきた枠組みと理論が、それ以外の地域を含めたとき適用できないことを明らかにしたものの、新たに統一的枠組みや理論を構築するよりも、地域の特殊性 (東アジアの特殊性) として説明する傾向にあった．その後、後発国 (主に韓国・台湾) において社会保障・福祉の整備が本格化すると、主に東アジアの比較福祉国家研究者を中心に、地域的特殊性による差異の説明ではなく、欧米先進諸国と共通の、統一的な理論による説明が試みられるようになる．その試みは、比較的社会の構造と制度が整合的な関係を持つ欧米を前提に、両者のうち片方のみに注目する静態的説明から、急速に発展している後発国も捉えるために時間軸を導入した動態的説明への移行、としてまとめられる (金 2010; 埋橋 2011)．しかしながら、この新たな分析組みと理論の構築に関しては、理論の提示に対してデータを用いた計量的な実証研究が少ないという課題を残し現在に至っている．

以上を受け本研究では、女性の労働参加の規定要因について実証的な国際比較を行うことを通じ、経済発展の後発国を視野に入れた、統一的分析枠組みと理論の構築を行うことを目的としている．研究は、比較福祉国家研究の分析枠組みを援用し、代表的な後発国である台湾を中心としたマクロとマイクロ双方のデータ分析に応用しながら、実証に基づいた理論化を行っている．本プロジェクト研究では、日本と台湾を中心としたマクロな女性労動参加の長期的変化とマイクロな就労選択の分析結果について報告した．加えて、性別分業のうち無償労働に関する分析として、夫婦間の家事分担についての分析結果も報告し、メンバーより多くのコメントを受けた．

なお研究会での報告後、「マクロな女性労動参加の長期的変化の国際比較」と「夫婦間家事分担の分析」についてはそれぞれ学会誌と書籍のかたちで公表され、「マイクロな就労選択の分析」については、博士論文の一章として組み込まれている．そのため、次節では各研究の内容について簡潔な紹介にとどめており、詳細についてはそれらを参照されたい．

2　今年度プロジェクト研究での取り組み

2.1　マクロな女性労動参加の長期的変化の国際比較

女性の労働力参加についての標準的な理論は、欧米の経済先進社会をモデルとしている．それは、農業や家業において労働力参加をしていた女性が工業化と共に非労働力化し、その後サービス産業化や男女均等を理念とする政策によって女性がふたたび労働力化していくことを予測するものであるだがこの理論枠組みでは、そういった制度が脆弱な米国や台湾などの後発国でも M 字が発生していない事実が説明できない．特に台湾は、中小・自営中心の経済構造が (意図せざる結果) 相対的に男女平等な雇用を支えている．つまり、制度と構造の両方を組み込み、後発国 (台湾) の事例も説明できる女性労働の比較理論が必要である．そこでこの研究では、女性の就労パターンを説明する動態的理論を導入し、台湾を事例とした理論の適用を行った．

まず、女性の年齢階級別労働力参加率曲線について、長期的変化を記述的 (グラフ) レベルで分析した．その結果、工業化の後発国である台湾では、工業化以前の女性の労働力率が低い、高学歴女性が工業化段階で非労働力化しないなど、標準理論では説明できない就労パターンがみられた．この結果に対しては、比較福祉国家研究の理論を援用した、種々の構造要因・制度要因が登場するタイミングを視野に入れた動態的理論の枠組みによって説明できる可能性を示した．

次にこの可能性を検討するため、経済構造や男女の教育におけるジェンダー格差に関する、長期国際マクロデータを用いた記述を行い、標準理論では解けない女性就労のパズルが動態的理論によって整合的に説明できることを提示した [3]．

2.2　マイクロな就労選択の分析

台湾女性の就労選択における中小企業の役割に注目したイベントヒストリー分析を行い、構造要因が女性の就労に与える影響を検討した．台湾女性の非 M 字就労は、中小・自営が中心の経済構造が就労調整しやすい柔軟な労働市場を形成していることが一因と言われる．「Panel Study of Family Dynamics」の 2003〜2010 年データを用い、女性の離転職のしやすさを分析した結果、小規模企業で働く女性は、柔軟に就労調整し離職しない、小規模企業間で転職を活発に行なう、という 2 つの方法で就労継続していることを明らかにした．

[3] 詳細は竹内 (2015) を参照．

この結果を受け、別年度に行った日本女性の就労選択の結果[4]と合わせて考察し、小規模企業 (構造的要因) は若年女性の就労継続はそれなりに支えているが、介護との両立問題に直面したり、人的資本の観点から専門職でなければ転職が困難になったりする中高年の就労継続は十分に支えていないことを指摘した.

2.3 夫婦間家事分担の分析

この研究は、「全国家族調査パネルスタディ」のデータを用い、生計維持役割と夫婦間の家事分担の関係を明らかにすることを目的とする．多くの計量的な家事分担研究では、雇用形態や労働時間を用いてきたが、夫と妻の有償労働の意味付けは問題にしてこなかった. しかし小笠原 (2005) はインタビューにより、生計維持の分担の仕方に関する意識と、家事と仕事の調整の仕方への関連を明らかにしている．そこで、日本の多くの世帯では夫の生計維持役割は夫が担っていることから、特に夫の生計維持責任の変化 (低下) を示す「夫の定年退職」が家事分担に与える効果に着目し分析を行った．Ekerdt & Deviney (1990) は、客観的な状況の変化に依拠した定年の代理変数として「就業状態」「労働時間」「収入」を、主観的側面に依拠したものとして、「本人の定年したという報告」を挙げている．よってここでは、定年による客観的な状況の変化をコントロールしたうえで、「定年した」という報告によって定年の有無を観察することで、より主観的な意識の変化を捉えることを試みた. また、家事にも女性的・男性的家事という性別分離があるため、家事項目別に分担を分析している.

階差モデルによる分析の結果、夫は生計維持責任が弱まることで、日常的に頻度の多い家事（女性的家事）を中心に家事頻度を増やすことが明らかになった (図 2)．この結果は、「定年を経験した」という主観的な報告は、従業上の地位や労働時間の変化といった客観的な仕事の変化を考慮しても、家事分担に対する効果を持つことが示唆している．すなわち、「働くこと」の意味付けが無償労働の分担に影響するという理論と整合的な結果である．よって、「自分は定年退職した」という夫の状況理解が自分の生計維持役割意識を低下させ、家事を負担する動機付けになったという解釈が可能といえる．またとくに、定年の効果は相対的に「日用品の買い物」と「洗濯」に対する効果が小さかった．全体のまとめ

[4]日本でも小さい規模の企業の方が、両立支援の制度は整っていなくても女性のニーズに柔軟に応じている、という説がある．平成 14 年「就業構造基本調査」の匿名データを用い、結婚、育児、看護・介護を理由とする離職のしやすさが企業規模でどのように異なるのかを分析した結果、小規模企業は結婚と育児に関しては大企業と遜色ない程度に離職を抑えているが、介護・看護に関しては上手く対応できていないことが明らかになった.

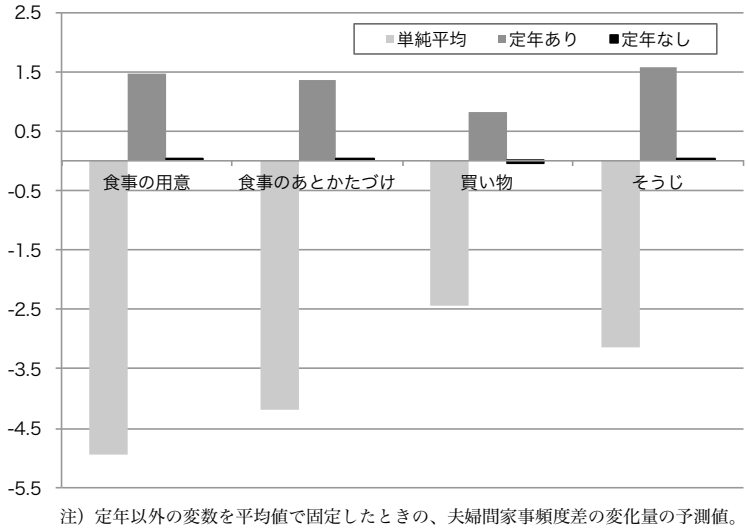

図 2: 定年による夫と妻の家事頻度差の変化量の予測値 ((竹内 2016) より)

として最後に、「食事の用意」など、比較的スキルを要するルーティン的家事の分担で夫の分担が増えたとすれば、夫の生計維持役割意識の変化が、妻の無償労働の実質的負担を減らすひとつの鍵となりうることを指摘した [5].

3　おわりに

以上 3 つが、本プロジェクト研究で報告した内容である．本研究の主な目的である、統一的理論の構築においては、動態的理論を台湾の事例からさらに一般化することが今後の大きな課題である．そのためには、より複数の国について事例とマクロデータ双方を拡充していくことが必要である．

【文献】

Ekerdt, D. J. & S. Deviney, 1990, “On defining persons as retired,” *Journal of Aging Studies,* 4(3): 211 – 229.

金成垣，2010，『現代の比較福祉国家論：東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房.

[5]詳細は竹内 (2016) を参照.

小笠原祐子，2005,「有償労働の意味：共働き夫婦の生計維持分担意識の分析」『社会学評論』56(1): 165–81.

竹内麻貴，2015,「女性労働力参加の動態的理論枠組みに向けて：台湾を事例として」『立命館大学産業社会論集』51(2): 73–92.

————，2016,「定年による家事分担の変化」筒井淳也・水落正明・保田時男編『パネルデータの調査と分析・入門』ナカニシヤ出版，(5 月予定).

埋橋孝文，2011,『福祉政策の国際動向と日本の選択』法律文化社.

社会保障の中の家族 —高齢者介護政策の国際比較から

西野勇人※

本稿では、先進諸国の高齢者介護政策のあり方を国全体で比較する際、高齢者と家族介護者の生活保障の能力をどう比較すべきかについて検討する。日本を含めた 7 ヶ国の制度内容を記述し、データによる補足を行う。結果として、政府の支出規模に加え支出規模と家族介護負担の関係の向きが複数存在することを示し、今後の検討の課題を述べる。

1. 研究の背景と目的

現在、かつて(問題をはらみつつ)想定されていたように高齢者介護の役割を家族が全て担うことは困難となっている。その背景には、高齢化に加えてサービス経済化と共に進行した女性の社会進出や家族の流動性の高まりがあり、子どもや高齢者のケアを担うことが「新しい社会的リスク」(Taylor-Gooby 2005)のうちの一つとなっている。家族介護に伴う社会的リスクに福祉国家がどのように対処するのかは、今後の介護政策の大きな潮流を見渡す上で重要な観点の一つである。

ケアの観点から福祉国家の特徴を捉える際には、従来、ケアサービスの供給が政府によって保障される国と、ケアが未だに家族の負担の重い家族主義的な国を対極とする 1 変数によるグラデーションで捉えられることが多かった。一方で 90 年代から進行した介護政策の内容を見ると、家族化・脱家族化、もしくは政府サービスモデルと家族モデルという変数で国ごとの特徴を捉えることは不十分となっている。

本報告では、Pavolini & Ranci (2008)によるヨーロッパの比較研究で指摘された 2 点の変化に着目する。1 点目は、公的な負担の拡大とサービス供給の多様化による「福祉の混合モデル」の促進である。2 点目に、フォーマルケアサービスの拡大とインフォーマルケアへのサポートの両者の進展が挙げられる。家族介護者支援の政策の導入がなされており、政府がインフォーマルな介護を行う家族を公的にサポートする政策が導入されることが増えてきたのである。

以上より、本稿では高齢者介護政策と家族の関係を検討する際、各種の高齢者介護政策を比較する上で、高齢者と家族介護者の生活保障の能力をどう比較すべきかを検討する。考察においては、日本を含めた 7 ヶ国の高齢者介護政策の制度内容を記述し、データによる補足を行いつつ、多様な政策内容をもつ分析軸を検討する。特に高齢者介護サービスの供給体

※ 博士後期課程 3 回生

制の公私ミックスのあり方と、家族介護支援として使われることもある現金給付プログラムのあり方に着目して、分析概念の検討を行う。

2. 各国の高齢者介護政策の記述

2000 年から施行されている日本の介護保険制度では、社会保険方式の形式がとられ、基本的には 65 歳以上を対象とした制度として作られている。受給者の要件として年齢区分を設けた高齢者単独の制度である点、現金給付が行われていない点が日本の特徴である。日本においては制度導入時に現金給付プログラムの検討も行われたが、財政的な理由や、介護の社会化という目標の障壁となる理由から導入は見送られている。

スウェーデンの高齢者介護制度は、1992 年のエーデル改革(Ädelreformen)で特に大きく発展した。それまでは、重度の要介護者は、ランスティング(県)が運営する病院に入院させる社会的入院の形で賄われていた。92 年のエーデル改革では、高齢者サービスの実施主体をコミューン(基礎自治体)に一元化したこと、資源利用の効率化を行ったことの二点が挙げられる。その後もコミューンごとの格差問題などに対する調整や、市場の導入も含め、いくつかの改革が行われてきている。

オランダにおける「例外的医療費法」(AWBZ, Algemene Wet Bijzondere Ziektekosten)は、1968 年に医療制度のうちの一つとして導入され、医療制度のうち長期的なケアが必要となる人向けのプログラムである。受給できるサービスは、高齢者介護も想定した内容となっている。1995 年から AWBZ に組み込まれた個人ケア給付(PGB, persoongebonden budget)により、給付をサービス給付と現金給付から選択できるように変更された。PGB は親族や事業者など、サービスの購入先は自由だが、サービス購入に利用されたかどうかは領収書によって確認することになっている。

イギリスの高齢者介護政策は、地方自治体が社会サービスとして実施するものと、中央政府が国民保険サービス(NHS, National Health Service)の一部として実施するものがある。1993 年のコミュニティケア改革では、高齢者介護の体制の整備とともに、政府と民間でのサービス購入と提供の役割の分離を進めた。現金給付政策としては、「ダイレクトペイメント」(Direct Payment)があり、利用者が政府からの現金給付を用いて、介護者の雇用やサービス購入などを直接行う制度である。家族介護に現金給付を行う目的でないため、同居している近親者を雇用することは原則禁止されている。

フランスの高齢者介護政策は、中央地方政府や民間の保険など多々の主体による給付など多岐にわたる。財政規模では医療保険での施設ケアが多くを占めるが、在宅ケアにおいては「個別化自律手当」(APA, Allocation personnalisée d'autonomie)が中心的な役割を担っている。APA の主な財源は県の一般財源であり、運用も県ごとに行われる。利用者はサービ

ス事業者と契約を結ぶことでサービスを受けることもあれば、ケア提供者と直接雇用契約を結ぶ方式でも受給できる。直接雇用方式での雇用が介護者に対する現金給付として機能することもあるが、要介護者の配偶者はこの方式で雇用することはできない。

ドイツの公的介護保険(Pflegeversicherung)は 1995 年から実施されており、公的介護保険か民間介護保険のいずれかに強制加入するという形で国民皆保険をほぼ実現している。社会保険が人口の 90%、残り 10%を民間介護保険がカバーしており、サービス供給者も民間セクターが多い。またドイツの介護保険は必要な介護サービスの全体をカバーするわけではなく、年金などほかの収入とあわせて必要な費用がまかなえるように補完するという「部分保険」という考え方に基づいており、この制度での支出自体はそれほど大きくない。なお給付はサービス給付と現金給付を選択することができる。

イタリアでは従来から家族主義が強く、制度的にも文化的にも、高齢者介護の役割も明確に家族の責任とされてきた。1980 年に導入された「介添手当」(IdA, Indennita' di accompagnamento)は、当初成人障害者向けの給付として創設されたものが高齢者も給付対象に含まれるようになった制度で、大きな制度転換を経ずに今に至る。IdA の特徴として、給付形態が現金給付のみで行われること、ニーズによる判定はあるものの、受給が決められた後はニーズの大きさに関わらず一律の支給額となること、給付金の利用用途については特に制限がないことなどが挙げられる。そのため実質的に公的扶助のような性質を持っている場合もあるほか、安価な移民労働の温床となるなどの帰結をもたらしている。

3. 考察：高齢者介護と家族に関する福祉国家の比較に向けて

最後に、先述した各国の記述と政府統計の記述から、今回の結論であり今後の課題として 2 点を述べる。1 点目に、高齢者介護政策のプログラムの内容の多様性である。高齢者介護政策をどのような形で導入するかは国によって様々であり、その形態と給付水準の両方で、多様である。図 1 では給付形態別に、各国の高齢者介護政策の支出の変化を示した。各国の給付水準そのものに加え、給付形態の組み合わせも様々である。さらに、高齢者介護政策がそもそも他の制度を補完するものとして導入されている場合や、他の社会保障制度の一部として導入されている場合などもある。高齢者介護プログラムがどのように生活に影響しているかについて実証研究を行うためには、各種の社会保障政策の組み合わせにも着目した分析が求められるだろう。

また、多くの国の高齢者介護政策が、現金給付も含めた形で政府と家族の公私ミックスが進展していることを最初に指摘したが、実際に導入される現金給付のあり方は様々である。家族介護者の支援として利用出来る制度もあれば、家族外からのサービス購入を促す制度もある。各制度が家族介護者にどのようなインプリケーションを持つのかは、制度の導入経

緯や内容によって影響を受けることが見込まれ、今後も制度内容を詳しく整理する必要がある。

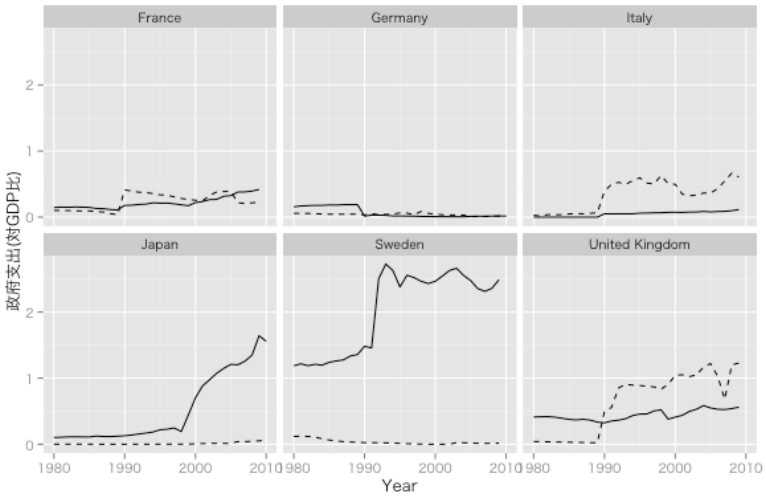

図 1. 給付形態別にみた介護政策への支出水準の変化

（実践はサービス給付、点線は現金給付）

次に、政府支出と家族介護の関係が、一方向でないという特徴が見出される。政府の政策は時に家族を介護のリソースとして積極的に支援することもあり、政府支出が家族の負担を小さくする以外の作用を持つ事もある。図 2 では、政府の高齢者介護支出[1]と、家族介護者のうちの週 20 時間以上を家族の介護に費やしている割合を散布図で示した[2]。基本的には政府支出が増えることで家族の負担は軽くなる傾向にあるが、日本やイタリアなど、政府支出が家族の負担を軽くするとは限らない国もある。高齢化率によって政府支出を調整しても同様である。

[1] 年金を除く高齢者向けの政府支出が GDP に占める割合(%)を図 1 の横軸に示した。データの出典は「OECD.Stat」(http://www.oecd-ilibrary.org/content/data/data-00285-en：2014 年 11 月 27 日閲覧)。

[2] 家族介護者負担は、各国の個票調査で把握されている数値を用いた。日本のデータの出典は「2010 年国民生活基礎調査」、それ以外は OECD(2011)から引用した。

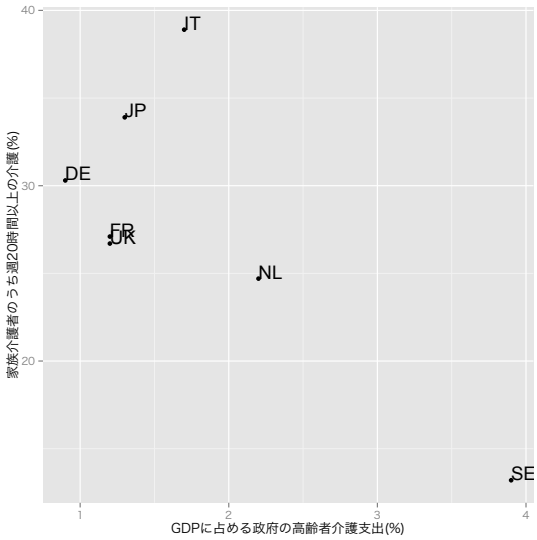

図 2. 介護に関する政府支出と家族介護負担の散布図

今回検討した国は政策の内容の多様性を強調するために代表的な国々を選んできたが、他の先進国も含めて比べた際に、政府と家族をどのような関係として整理できるかは今後の課題である。政府支出の大きさと家族介護の負担のあり方は制度内容によってどのように変わるのか、という点について、政策の内容整理をより詳細に行うことに加え、多変量解析などの統計分析による検証が求められる。

【文献】

Bettio, F and Plantenga, J. 2004. "Comparing Care Regimes in Europe". *Feminist Economics.* 10(1): 85-113.

Da Roit, B., 2013, “Long-Term Care Reforms in the Netherlands,” C. Ranci & E. Pavolini eds., *Reforms in Long-Term Care Policies in Europe*, Springer New York, 97–115.

Da Roit, B. & B. Le Bihan, 2010, “Similar and Yet So Different: Cash-for-Care in Six European Countries’ Long-Term Care Policies,” *Milbank Quarterly*, 88(3): 286–309.

OECD, 2011, *Help Wanted? : Providing and Paying for Long-Term Care,* OECD Publishing.

Pavolini, E. & C. Ranci, 2008, “Restructuring the welfare state: reforms in long-term care in Western European countries”, *Journal of European Social Policy,* 18(3): 246 – 259.

Taylor-Gooby, P, ed., 2005, *New Risks, New Welfare: The Transformation of the European Welfare State,* Oxford University Press.

移動困難者へのモビリティ対策に関する一考察
–欧米諸国の取り組みに着目して–

野村実

1. 研究背景および研究目的

本研究の目的は、移動手段を持たない高齢者や障害者に焦点を当て、そのモビリティ対策のあり方について、諸外国の取り組みの整理から考察を行っていくことである。

一概に移動困難者とはいっても、現代社会においては、それぞれの持つ移動の「困難さ」は非常に多様化している。たとえば自家用車および自動車運転免許を保有している場合でも、地域に利用可能な公共交通がないに等しい状態であれば、高齢による運転能力の衰えに不安を抱えながら移動をしている高齢者も少なくない。また身体的には健康であっても、経済的に貧困状態にある場合は、自家用車の保持や公共交通の日常的な利用が困難な場合も想定される。

本研究ではまず、このような移動の困難さの要因を整理し、諸外国におけるモビリティ対策とその基盤となっている理念に着目していく。たとえば米国では障害をもつアメリカ人法（ADA）による交通バリアフリーの義務化、英国では社会的排除対策としての公共交通の整備等といったことがあげられる。北欧諸国においても福祉的な観点から、スウェーデンを中心に 1960 年代ごろから高齢者・障害者へのモビリティ対策が積極的に行われてきた背景がある。

松尾他(1996)や秋山他(2009)等の先行研究では、これらのような欧米諸国におけるモビリティ対策の事例が紹介されているが、本研究ではそれらの整理を行った上で、各国事例に共通する要素を導き出し、基本理念や法的枠組みの観点から類型化を試みていく。

その上で、日本におけるこれからのモビリティ対策に必要とされる要件を整理し、オンデマンドバスや LRT（次世代型路面電車)、自家用車で相乗りを行うライドシェア等といった新たな交通形態が導入される際の基本理念の必要性を指摘していく。

2. 日本における移動困難者の現状と課題

経済産業省によれば平成 26 年時点で、いわゆる「買い物難民」は日本全国で約 700 万人いるとされているほか、規制緩和以後の路線バス廃止や減少によって、交通弱者の数も大幅に増加しているものと考えられる。

移動困難者に関する国外研究では、とりわけ英国で「社会的排除と交通」として積極的に研究が行われてきている。ここでは、そのうちの一つである Church et al(2000)が整理を行った「ロンドンにおける社会的排除と交通の概念的枠組み」における７つの側面からの社会的排除、という観点から要因と対策について整理を行っていく。

表１　移動の困難性に関する整理（Church et al(2000)を基に作成）

	Church et al (2000)	日本における現状
物理的排除	公共交通利用における身体的、心理的な困難さが子どもや高齢者、障害者に影響を与える	満員電車や混雑したバスを高齢者・障害者が利用することの困難さ
地理的排除	ロンドンのような都市部では、ローカルかつインフォーマルなつながりが出来づらい	孤立、つながりの欠如（都市部）、人口減少による過疎化（地方部）
施設からの排除	商業、医療、教育施設へのアクセスが欠如している地域の住民は、高いレベルの社会的排除	病院や学校が地域内に存在しない場合、自家用車等への依存度が高くなる
経済的排除	労働市場への交通アクセスの制約は、求職や通勤の地理的範囲を制限するものである	低所得者世帯における公共交通の日常的な利用の困難さ（低運賃のバスが少ない場合も）
時間に基づく排除	たとえば母子家庭等での子育ての時間調整は、しばしば移動の問題とつながりうる	家族介護の場合は、被介護者のために生活時間のほとんどを費やさざるをえない
恐怖に基づく排除	犯罪やテロが公共的空間や交通関連の施設で起こりうることへの恐怖や心配	犯罪や事故の多い地域では気軽に外出することが困難となる可能性
空間的排除	公共施設の監視や管理が「恐怖」を減らすことにつながり、社会的弱者のアクセスを増やす	利用頻度の高くない人が感じる公共交通車両内での孤立・孤独の可能性

表１では、Church et al(2000)の概念的整理から、日本における移動の困難性について指摘している。これらの整理については都市か地方部か、またバスか電車か、など個々の文脈によって異なることが予想される。

また、それぞれの排除の要因については重なり合うこともあると考えられる。たとえば地理的排除と施設からの排除については、日本の地方部の文脈では、過疎の進む地域ほど商業・医療施設は充実していると言いがたく、相互に連関していることがわかる。

さらに、これまでは高齢者・障害者（とりわけ身体障害者）が一般的な移動困難者とされてきたが、現在では、学校の統廃合によって通学圏域が広域となった学齢期の子どもや、公共交通の利用方法が（言語を理由に）わからない在留外国人の世帯等、非常に多岐にわたっていることが想定される。

このように、移動困難者の問題ではあるものの、公共交通の整備のみならず、公共施設や労働環境との関連性も加味して検討を行っていく必要がある。とりわけ現代においては、福祉、教育、商業、地域づくり等の「政策間連携」として、そして「人と人」、「人と場所」をつなげるものとして、交通の役割を再考していく必要があるものと考えられる。

3. 欧米諸国におけるモビリティ対策

前節では日本における移動困難者の現状と課題を Church et al(2000)の先行研究に照らし合わせて考察を行った。本節では、欧米諸国におけるモビリティ対策として、移動困難者に対してどのようにアプローチを行ってきたか整理を行う。まず、以下の表２では、欧米諸国でのモビリティ対策としては大きく「権利保障」と「社会的排除対策」の二つに分けている。

表２　欧米諸国におけるモビリティ対策の類型

	権利保障	社会的排除対策
国・地域	米国、フランス、スウェーデン	英国、EU の交通プロジェクト
実際の取り組み	ADA 法に基づく公共サービスへのアクセス保障（米国）、「交通権」の明文化と交通法典の制定（フランス）、コミューンに STS の義務づけ（スウェーデン）	社会的排除防止庁の設置、DRT（オンデマンドバス）の活用による社会的排除対策（英国）、EU 各国での交通プロジェクトの実践共有（EU）

米国では、公民権運動と ADA 法（障害をもつアメリカ人法）による影響で「反差別」の側面が強く、交通手段へのアクセスの平等性が問われてきた。また、フランスでは「交通権」が提唱され、2010 年に制定された交通法典では都市部の自家用車削減や、LRT（次世代型路面電車）への投資の推進等が目的とされている。

スウェーデンにおいては、1960 年ごろから STS(Special Transport Service)の取り組みが積極的に行われてきた。STS はいわゆる福祉輸送であり、1979 年までにスウェーデン国内すべてのコミューンで運行されるようになった（松尾・中村, 1996）。

一方の社会的排除対策として位置付ける英国においては、前節で紹介した Church et al(2000)のほか、Gray et al(2006)がソーシャル・キャピタル（社会関係資本）と社会的排除の関連を、Brake et al(2004)が社会的排除減少のための DRT（オンデマンドバス）の活用可能性について言及しているなど、社会的排除と交通に関する先行研究は数多く存在している。

また EU については、欧州の地域連携プロジェクトとして FLIPPER と呼ばれる地域交通プロジェクトが行われてきている。FTS(Flexible Transport Service)という「利用者の需要によって経路および時間が決定される(Wright, 2013)」交通の実証実験をギリシャやアイルランド、イタリア等で行っている。Wright(2013)によれば、ヨーロッパ諸国の多くでアクセシビリティと社会的包摂アジェンダの一部として、社会政策がシフトしており、同プロジェクトもその一つとなっている。

以上のように、欧米諸国ではモビリティ対策として権利保障と社会的排除対策という目的のもと、それぞれ紹介してきたような取り組みが行われてきた。ここではその紹介に留まるが、今後の研究においてはプロジェクトの変遷や法的枠組みを加味しつつ、検討していくことが必要とされる。

4. 日本におけるこれからのモビリティ対策

日本においては、交通バリアフリー法やバリアフリー新法等によって、公共交通機関のバリアフリー化は推進されてきている。ただし、あくまで目的は物理的な障壁をなくすことであり、先述したような経済的なバリアや情報アクセシビリティの観点からは、まだ課題を残していることも指摘できる。

一方、地方部での事例に目を向けると、筆者が継続的に実地調査を行っている三重県玉城町では「無料で」オンデマンドバスを運行しており、地域住民の買い物、通院といったニーズを満たすだけでなく、温泉等の余暇活動にも利用されている。これによって高齢者の外出が促進され、医療費・介護費の抑制にもつながっていることは、特筆すべき点である。

また欧州を中心に広がりつつある都市型の LRT（次世代型路面電車）についても、日本では富山市の事例がよく知られている。これについてはまちづくりと一体となった交通政策というフレームワークで、都市政策の一環として LRT が位置付けられてきたという背景がある。

欧州諸国においては、路面電車のある都市の風景を残していくとともに、環境対策として自家用車を都市から減らしていくことも目的として、LRT が導入されてきた。しかし日本では、京都市もその一例であるが、路面電車を都市から排除して地下鉄で代替してきた歴史がある。つまり、再び LRT を導入しようとすればその分、線路の整備等でコストがかかってしまうということである。

このように環境保護としての LRT、社会的排除対策としての DRT（オンデマンドバス）の役割など、新たな公共交通にはそれぞれの社会的な背景があり、人々のニーズがあって導入されてきたことがわかる。ただし、2000 年代ごろからの日本では、衰退・疲弊する地域交通への「特効薬」としてこれらの新しい交通形態の導入が検討されているといっても過言ではない。

よって、これからのモビリティ対策として必要とされるのは第一に、利用者（あるいは地域住民）視点であることが考えられる。これには、現在必要としている層のみならず、将来的にも必要としている層も含めて、モビリティ対策として交通政策の立案や福祉輸送のあり方を検討していくことが求められる。

以上、本稿では欧米諸国の取り組みから移動困難者のモビリティ対策について検討を行ってきたが、各国事例の整理や事例の詳細については大きな研究課題を残している。本稿での整理をもとに、これからの研究では日本におけるより具体的な、そして実現可能性のあるモビリティ対策について、国内外の事例を整理した上で提案を行っていくことを予定している。

【参考文献】

秋山哲男・吉田樹編著、猪井博登・竹内龍介著『生活支援の地域公共交通　路線バス・コミュニティバス・ST サービス・デマンド型交通』（学芸出版社、2009 年）

Brake, J., Nelson, J.D., Wright, S, “Demand responsive transport: towards the emergence of a new market segment”, *Journal of Transport Geography*, 12(2004), pp.323-337

Church, A., M,Frost., and K.Sullivan. “Transport and Social Exclusion in London” *Transport Policy*, Vol.7 (2000), pp.195-205

Gray, D., Shaw, J., Farrington, J., “Community transport, social capital and social exclusion in rural areas”, *Royal Geographical Society 38(1),* (2006), pp.89-98

Lucas, K., , “Transport and social exclusion: Where are we now?”, *Transport Policy,* 20(2012), pp.105-113

松尾光芳・小池郁雄・中村実男・青木真美『交通と福祉－欧米諸国の経験から－』（文眞堂、1996 年）

Pettinelli, I., Bastogi, B., Ambrosino, G., “D6 - Feasibility studies report” *C4 – Feasibility studies and pilot applications*, (2011)
(2013), pp.157-162
寺田一薫・中村彰宏『通信と交通のユニバーサルサービス』（勁草書房、2013 年）19-29 頁
宇都宮浄人『地域再生の戦略––「交通まちづくり」というアプローチ』（ちくま新書、2015 年）
Wright, S, “Designing flexible transport services: guidelines for choosing the vehicle type” Transportation Planning and Technology, Vol.36, No.1, (2013)

社会学における因果性の扱いについて

野村 優

■　１．　潜在的なメカニズムという「心像」（H.ベッカー）について

その現象が起こっているという事実確認を超えて、「いかに」その社会的な現象が起こりうるかを説明しようとする視点は、社会学において重要な契機のひとつである。このことを H.ベッカーは、（抽象的な実体についての「物語」とも表現される）「ある特定の科学的物語」（ベッカー『社会学の技法』p.22f）と表現していた。そして、その要点は、潜在的なメカニズムという「心像」によって社会を描き出すことに集約できる。こうした措定は、ひどく一般的で、かつ、抽象的過ぎると思われるかもしれない。それでも、こうした措定を成り立たせているものを精緻に追求することは、より具体的な個別の社会科学の研究に方向性をあたえるものとして有効であると考えられる。

そこで今回のレポートで扱いたいのは、潜在的なメカニズムという心像が、統計的な手法を利用した社会学にどのような方向性を与えるかである。

■　２．社会学における統計的な因果性の扱われ方の概要（J.H.ゴールドソープ）

Goldthorpe, J. H. (2001). “Causation, Statistics, and Sociology.” European Sociological Review, 17(1), 1–20.

ゴールドソープによると、社会学においては次にあげるような三つの因果についての理解があったという。その三つの理解とは、① Causation as Robust Dependence （頑健な相関関係としての因果関係） ② Causation as Consequential Manipulation （結果に対する操作としての因果関係） ③ Causation as Generative Process （生成過程としての因果関係） である。なかでも、生成過程としての因果関係は社会学における因果分析のための基礎として支持されているという。なぜならば、それは統計と理論それぞれの役割を明確にし、行為という概念が中心的となる大部分が非経験的な社会科学としての社会学に適しているからであるとされる。

ただし、ゴールドソープの関心は、三つの因果理解の方法について哲学的な観点から異同を明らかにすることではなく、それらが社会学にどうような貢献をするかという点だけにある。

■　① 頑健な相関関係としての因果関係

たとえば、変数の予測可能性に注目して、X だけで予測したときよりも Y を含めて予測したときにより良い予想となっていたときに両者の間に因果を認める「グレンジャーの因果関係」などである。しかしながら、X と Y に相関関係が認められたとしても、それだけで因果関係と見なすことはできない。なぜならば、X と Y のそれぞれが第三の変数である

Z と相関しているだけかもしれないからである。そこで、「制御」（controlled）したうえで「頑健な」な相関関係を確かめることが行われてきた。たとえば、ラザーズフェルドの「エラボレーション」(精密化)などである。

これらの方法をさらに発展させたものは、1970 年代以降の量的社会学でよく使われるようになっていったという。しかしながら、頑健な相関関係を因果関係とみなすことへのつぎのような不満が残った。つまりは、因果関係を変数の予測可能性のみに制限してもよいのかという不満である。とくに、予測をすることが難しい社会学においては、変数のあいだの相関関係を説明するだけでは、個人の相互行為における因果関係の説明として不十分であり、主体の問題（subject-matter input）や理論などの背景的知識が欠けていると批判された。

こうした方法が社会学にとって決して価値を持たないわけではないが、再評価が必要だとゴールドソープは述べている。

■ <u>② 結果に対する操作としての因果関係</u>

頑健な相関関係に対する反応として、結果に対する操作としての因果関係も早くからみられた。これは、実験的な方法による因果関係の確立に注目するものである。

因果推定の根本問題とは、全く同じ対象が別の処置(treatment)を受けたときに因果が明らかになるということである。しかしながら、実際には全く同じものが処置を受けた場合と受けなかった場合の両方を比べることは不可能である。ただし、それは統計的に解決することができる。つまりは、母集団を二つに分けて、処置を受けた場合の平均的反応と処置を受けなかったときの平均的反応の差を平均的因果効果と考えることである。

疑似相関を完全には排除できない頑健な相関関係とは異なり、結果に対する操作はより強い(あるいは、「深い」)方法であると合意されている。言い換えれば、①は「結果の原因」(the causes of effects)を確立しようとするのに対して、②はより狭く、「原因の結果」(the effects of causes)を確立しようとする。そのときに「X が Y の原因である」ではなく、「Y は X の結果」という言明であれば実験的に確かめることができる。

しかしながら、ほとんどの社会学の研究においては、実践と倫理の二つの理由において、実験は難しい。たとえば、変数を操作することができないときには因果が確認できないという問題がある。

■ <u>③ 生成過程としての因果関係</u>

これまでに述べた二つの因果についての理解と異なるのが、生成過程としての因果関係である。この理解において、相関関係を因果関係とするためには、なによりも Y と X のあいだの非対称性が必要とされる。そして、こうしたアプローチにおいては、内在する生成プロセスが因果として理解される。さらには、この考え方は主体の問題について、「頑健

な相関関係としての因果関係」（①）に対して補完的な関係にある。また、確認された因果効果がどのように生じたのかを説明するという点で、「結果に対する操作としての因果関係」（②）に対しても補完的である。加えて、こうした理解は、仮説を実証することではなく、反証することに親和的であるとされる。さらに、この理解に基づく社会学的因果分析は、つぎの三つのフェーズに沿って行われるという。

（１）現象の確立

社会学において「説明されるべきもの」（explananda）は、社会的な規則性である。そのために、まずは結果として起こっている、ある現象をとりだす必要がある。そして、このときに焦点とするべきは、「何が起こっているのか」ではなく「なぜ起こっているのか」である。そのために、ここでの因果関係は、統計的なデータとは直接には結びつかないものである。

（２）生成メカニズムを仮説化する

主体の問題を含めるために方法論的個人主義を採用したうえで、ある現象を引き起こす因果メカニズムについての仮説を提出する。そして、このときには「基礎的な」因果プロセスと「表面的な」因果プロセスが区別される必要がある。

（３）仮説を検証する

仮説を統計的なモデルを使って検証する。たたし、統計的なモデルの検証においては、通常使われるような変数間の関係としての「経験的」統計モデルと、本当のプロセスを表現した「本質的」統計モデルを区別することが重要である。

ゴールドソープの考え方についての検討

社会という科学の対象が因果性を持つことを前提とするのであれば、①から③のすべての「理解」は、社会がどのような因果性をもっているのかという「心像」に沿ったものである。そのうえで、さらにそれぞれの因果性をとらえる「理解」の違いに従って、より具体的な統計的手法の方向性が与えられている。

①については、因果関係と相関関係を区別することが多い現在の社会科学においては、因果分析とみなされないことが多い。また、統計的な手法は、解釈による因果推論のための準備作業として位置づけられるのみで、因果推論自体は統計的手法によって行われていない。（ただし、そうした統計によらない因果推論を採用するべきではないと発表者が主張しているのではない。）観察され数量化された変数間の規則性が因果性に位置づけられると誤解されることもあるが、この点を把握すると、結局の所は、そうした規則性を前提として解釈によって因果推論を行っているのではないか。

②については、統計的手法を利用することによって、現実にはありえない【ある要

素以外はすべて同じ】という、仮想的に比較できる二つの以上の状況をつくりだすことにポイントがある。そして、ある要素だけが違う状況を仮想的に比較に比較することによって、ある要素のもっている因果力を確認しようとする。

しかしながら、現在のところしっかりと読み込めていないこともあってこうしたとらえ方にはいくつかの疑問が残る。たとえば、ゴールドソープは、（おそらくは、次項に示すようなヴェーバーの「因果帰属」を敷衍して）こうした手法を結果に対する「操作」として特徴付けている。しかしながら、因果を確認するためには、原因の違いが結果の違いを導くことを確認しなくてはならない。そのために、結果だけでなく原因についての操作も必要とされるのではないかと思う。①と②は相補的な関係であることが示されているので、①を原因に対するアプローチ、対する②を結果に対するアプローチと位置づけることはできる。しかしながら、操作に関しては②のみの特徴的な範疇とされているので、原因に対する操作は②に区分されるべきではないだろうか。さらに、効果の有無と効果量についても、区別した上で整理し直すことができるのではないかと思う。

③については、前記の二つと因果の経験に対する位置づけが異なっている。①②においては、ときに変数間の直接の関係が因果によってとらえられていた。しかしながら、③においては Generative Process という因果のとらえ方が表すとおり、変数間の関係を生み出すものが因果としてとらえられている。そして、基礎的な因果プロセスや本質的統計モデルを経験できないこともあるものとして位置づけるのであれば、批判的実在論をはじめとした科学的実在論の想定に大きく接近する。

■　３．M.ヴェーバーおける因果性の扱われ方

ゴールドソープは、M.ヴェーバーが提唱した方法論的個人主義を採用することによって、社会という対象のもつ因果性を生成過程として描き出す視点（③）を提出していた。ただし、その元となったヴェーバーの考えは、因果性を自然現象に代表される機械的な因果性に限定してはいなかった（山田, 2008　佐藤 2013 および 2014）。彼は、自然科学を範とする「法則科学」と、「質的・特徴的な一回性」を扱う「現実科学」を区別した上で、とくに現実科学における因果性について次のように論じていた（ヴェーバー「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」）。

> つねに無限に多様な個別現象の特定の側面、すなわち、われわれが一般的な文化意義を認める側面のみが、知るに値し、それのみが因果的説明の対象となるのである。……なんらかの具体的現象を、その十全な現実性において漏れなく因果的に遡及することは、じっさい上不可能なだけでなく、まったく無意味でもある。われわれは、個々のばあいに、ある出来事の『本質的』な構成部分が帰属されるべき原因だけを、掴み出す。ある現象の個性が問題とされるばあい、因果問題と

は、法則を探究することではなく、具体的な因果連関を求めることである。当の現象を、いかなる定式に、その一範例として下属させるか、という問題ではなく、当の現象が、結果として、いかなる個性的布置連関に帰属されるべきか、という問題である。つまり、それは帰属の問題である。

そして、このようなヴェーバーの「因果帰属」の問題を山田（2008）は次のように解説している。

そこにおける「因果問題」（Kausalfrage）は「法則を探究することではなく」、すなわち、「因果等式」を求めることではなく、「具体的な因果連関を求めること」、すなわち、「結果」から「原因」を振り返って見ることである。もちろん、その際、無数にあるはずの「原因」を「漏れなく」数え上げることは「不可能なだけでなく無意味でもある」ので、「ある出来事の『本質的』な構成部分が帰属されるべき原因だけを、掴み出す」ということになる。「ある出来事」、すなわち「結果」があって、「本質的な構成部分」、すなわち「価値」を媒介として、特定の（適合的）「原因」を選び出すことを、ウェーバーは「帰属」（Zurechnung）と呼ぼうとする。

つまりは、ヴェーバーにおいて、科学における「価値」と「事実」の問題は、「因果法則」と「因果帰属」という異なる二つの因果のとらえ方の問題と重ね合わせて展開されていた。こうしたヴェーバーの「因果帰属」を踏まえて、ゴールドソープは②や③を展開しているのではないか、ということを検証しているところである（たとえば、ある結果を所与のものとしてその原因を探る「結果の原因」と、ある原因を所与のものとしてその結果を探ろうとする「原因の結果」を区別して論じていることなどから）。ただし、もしそうだとしても、因果をとらえるときには「因果帰属」だけでなく、「因果法則」についても配慮する必要があると考えられる。つまりは、両者を区別することは社会科学を行うときに大切ではあるが、そのうえで両者の関係を明確にすることも重要である。そこで、ゴールドソープが提出した「心像」よりも包括的な因果のとらえ方として、批判的実在論が提唱する「潜在的な（因果）メカニズム」という心像を位置づけられるのではないかという点を追求している。

<u>ヴェーバーの二つの科学と、それに対応する二つの因果の区別</u>

○　法則科学　　—因果法則—因果等式　～　価値的、法則定立的
○　現実科学（文化科学）—因果帰属—因果連関　～　事実的、個性記述的

■ <u>参考文献</u>

Bhaskar, R. (1979) the possibility of naturalism: a philosophical critique of the contemporary human sciences (Hemel Hempstead, Harvester).

Goldthorpe, J. H. (2001). *Causation, Statistics, and Sociology*. European Sociological Review, Vol.17, No.1, pp.1–20.

Nash, R. (2005) *Explanation and quantification in educational research: the arguments of critical and scientific realism*. British Educational Research Journal Vol. 31, No. 2, pp. 185–204

Scott, D. (2007). *Critical realism and statistical methods—a response to Nash.* British Educational Research Journal, Vol. 33, No. 2, pp. 141–154

ヴェーバー, M. (1904→2001)「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」、富永祐治・立野保男訳、岩波書店

佐藤春吉（2013）「M.ヴェーバーの現実科学と因果性論（上）M.ヴェーバーの科学論の構図と理念型論：多元主義的存在論の視点からの再解釈の試み（その２）」、立命館産業社會論集 第 49 巻 2 号, pp.1-21, http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/ss/sansharonshu/492pdf/49-2_02-01.pdf

――― （2014）「 〃 （中）」、立命館産業社會論集 第 49 巻 4 号, pp.15-35, http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/ss/sansharonshu/494pdf/49-4_02-02.pdf

山田吉二郎（2008）「マックス・ウェーバーの方法論 (2)：「因果帰属」と「ノモス的知識」」、国際広報メディア・観光学ジャーナル第 7 号, pp. 99-118, http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/35151/1/p099-118YAMADA.pdf